

健康管理センターからの 重要なお知らせ (判定基準の変更について)

当センターでは、「要受診・精密検査」とする判定基準について、令和5年4月分から、次のとおり変更いたします。

検査分類	検査項目	令和5年3月まで	令和5年4月から
尿検査	蛋白	(1+)以上	<u>(+ -)以上</u>
腎機能	eGFR	50.0未満	<u>60.0未満</u>

大崎市では、令和4年度から、医師会との連携のもと、関係学会の基準に基づき、

上表の基準値のいずれかに該当される方に対して
慢性腎臓病(CKD)の予防又は重症化予防のため
医療機関への早期受診をお勧めしております。

新たな国民病ともいわれる慢性腎臓病(CKD)は、自覚症状が出にくく、放置することで脳卒中や心臓病、人工透析などの病気へと進行します。一度壊れた腎臓の機能は回復することが難しいため、腎臓の機能を維持することが大切です。

該当された方は、健診結果表をお持ちになって、ぜひお早めに医療機関を受診くださいますようお願いいたします。

令和5年3月 大崎市民病院健康管理センター所長